

# 子ども手当

## 10月分からの受給は申請が必要です!

女性児童課児童福祉係 ☎0824-73-1192

### 来年3月分までの支給内容が決定

本年3月に、つなぎ法案で9月分までとされていた子ども手当は、8月に特別措置法が成立し、10月分から来年3月分までの支給内容が決まりました。

これまで中学生までの子ども1人当たり、一律月1万3千円が支給されてきましたが、10月分から年齢や人数などによって支給額が変わります。

10月分～平成24年3月分までの子ども手当の支給月額 (単位:円)

	第1・2子	第3子以降
0～2歳	15,000	15,000
3歳～小学生	10,000	15,000
中学生	10,000	10,000

※本年度3月末時点で満18歳以下である子どもについて、上から第1子と数えます。

**申請はすべての受給対象者に必要です**  
10月分以降も子ども手当を受給するためには、これまで子ども手当を受給していた、していないにかかわらず、新たに申請が必要です。申請しなければ、手当は支給されません。  
※これまでの受給者には、申請書を10月中旬までに送付する予定です。

- 【申請に必要なもの】  
①印鑑 ②申請者の保険証 ③申請

者の預金通帳など口座番号が分かるもの(ゆうちょ銀行も可) ④子どもの住民票が市外にある場合は、子どもの転出先の世帯全員(その子どもを含む)の住民票

### 【申請の期間】

平成24年3月30日(金)まで

※手当は、4カ月(10・11・12・1月)分を2月の定期支払い日にまとめて支給します。  
※ただし、1月13日以後に申請した場合は、定期支払い日以降の支給になります。

### 【申請の場所】

女性児童課または各支所市民生活室(西城支所はしあわせ館内)

※公務員の方は、職場での申請となります。

### 【注意!】

支給要件が一部変更されました  
これまで一定の要件を満たせば支給対象とされてきた次の子どもは、

○10月分からは支給対象から外れます。  
○外国に在住している子ども(留學している場合などは除く)

○児童福祉施設や里親に預けている子ども(一時的に養育することが困難であるなどの理由で期間を2カ月以内と定めて施設などに預けている場合は除く)

## 10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です。

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

日々の生活の中で、国や県、市の行政に対して、「納得できない」、「どうしたらいいのだろうか?」、「こうしてもらいたい」といったことを感じることがありませんか?

市には、総務大臣から委嘱を受けた

7人の行政相談委員が配置されており、市民の皆さんの行政に対する苦情や意見・要望をお聞きし、助言や行政機関との橋渡しをしています。  
秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

## ●行政相談委員にご相談ください

■各地域の行政相談委員と定期相談日・受付時間、相談場所は次のとおりです。

地域	氏名	自宅電話番号	定期相談日	定期相談場所
庄原	なかやま ただあき 中山 忠昭	0824-72-5873	毎月第3木曜日 13時30分～16時30分	庄原市ふれあいセンター ☎0824-72-7120
西城	さくだ 作田 ユリコ	0824-82-3048	10・12・2月の第3木曜日 13時30分～16時30分	西城保健福祉総合センター ☎0824-82-2202
東城	たきもと まさこ 滝本 昌子	08477-4-0650	毎月第3木曜日 13時30分～15時30分	東城ふれあいセンター ☎08477-2-0909
口和	いしだ いずなり 石田 淑也	0824-89-2022	11・2月の第3木曜日 13時30分～16時30分	口和老人福祉センター ☎0824-89-2320
高野	いのうえ きよのり 井上 清憲	0824-86-2732	10月19日、12月4日、2月22日 9時～12時	高野支所 ☎0824-86-2115
比和	むらお こうきち 村尾 孝吉	0824-85-2209	毎月第3木曜日 13時30分～15時30分	比和文化会館 ☎0824-85-2600
総領	あきやま よしはる 秋山 義治	0824-88-2217	毎月10日 9時～11時 (ただし10月は13日、1月は12日)	総領健康福祉センター ☎0824-88-3110

☆都合により、日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

☆定期相談日以外の日にも、各委員の自宅で相談に応じています。

☆中国四国管区行政評価局(広島市中区上八丁堀6-30)でも行政相談を受け付けています。

☎082-222-1100